

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	心身障害者の医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、心身障害者の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和8年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、同施行規則に基づき、障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者に対し、医療費の一部を助成する。 ・特定個人情報を取り扱う具体的な事務は以下のとおり。 ①窓口において、「受給者証交付申請書」の受理および資格審査・支給決定を行う。 ②資格消失や転居等により資格状態に変化が生じた受給者に対して、「変更届」による資格の更新処理を行う。 ・Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関しては以下のとおり。 ①情報連携のため、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ②住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ③住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	GPRIME 福祉総合システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者の医療費の助成に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項、第19条6号および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 福祉部 障害者支援課 障害給付事務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年8月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年8月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	ユーザ認証の管理、アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和7年3月3日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律の根拠	番号法第19条第9号、個人情報保護委員会規則	番号利用法第19条第9号	事後	
令和7年3月3日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	障害者福祉課	障害者支援課	事後	
令和7年3月3日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害者福祉課長	障害者支援課長	事後	
令和8年8月12日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、同施行規則に基づき、障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者に対し、医療費の一部を助成する。 ・特定個人情報を取り扱う具体的な事務は以下のとおり。 ①窓口において、「受給者証交付申請書」の受理および資格審査・支給決定を行う。 ②資格消失や転居等により資格状態に変化が生じた受給者に対して、「変更届」による資格の更新処理を行う。	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、同施行規則に基づき、障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者に対し、医療費の一部を助成する。 ・特定個人情報を取り扱う具体的な事務は以下のとおり。 ①窓口において、「受給者証交付申請書」の受理および資格審査・支給決定を行う。 ②資格消失や転居等により資格状態に変化が生じた受給者に対して、「変更届」による資格の更新処理を行う。 ・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務に関しては以下のとおり。 ①情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ②住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ③住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年8月12日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項、第19条6号および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和8年8月12日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項、第19条6号および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和8年8月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点	令和8年8月12日 時点	事後	
令和8年8月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点	令和8年8月12日 時点	事後	